

◆申請について

下記、留意点をご確認の上、申請してください。

＜申請における留意点＞

申請は、1枚の見積書で2カ月分の申請ができます。また一度の申請で最大3枚（6カ月分）まで一括申請することができます。

（例）

申請月	支給の対象となる月	備考
1月	① 1月分（1カ月分）	見積書に記載の給付対象月が①～⑧のいずれかであれば1月に申請ができます。 ※1月または2月から最大6カ月分まで申請ができます。 また、2月・3月の2か月分の申請をする場合は1月または2月に申請してください。
	② 2月分（1カ月分）	
	③ 1・2月分（2カ月分）	
	④ 2月・3月分（2カ月分）	
	⑤ 1月～4月分（4カ月分）	
	⑥ 2月～5月分（4カ月分）	
	⑦ 1月～6月分（6カ月分）	
	⑧ 2月～7月分（6カ月分）	
2月	① 2月分（1カ月分）	見積書に記載の給付対象月が①～⑧のいずれかであれば2月に申請ができます。 ※2月または3月から最大6カ月分まで申請ができます。 また、3月・4月の2か月分の申請をする場合は2月または3月に申請してください。
	② 3月分（1カ月分）	
	③ 2月・3月分（2カ月分）	
	④ 3月・4月分（2カ月分）	
	⑤ 2月～5月分（4カ月分）	
	⑥ 3月～6月分（4カ月分）	
	⑦ 2月～7月分（6カ月分）	
	⑧ 3月～8月分（6カ月分）	

※上記以外にも、3カ月分または5カ月分の申請もできます。

パターン1 “平成31年1月～平成31年2月分”を申請する場合

⇒この場合、受付期間は「平成30年12月～平成31年1月」までです。

パターン2 “平成31年1月～平成31年6月分”を申請する場合

⇒この場合、受付期間は「平成30年12月～平成31年1月」までです。

※購入後に申請した場合、支給の対象となりません。

※申請日が見積書に記載のある給付対象月を過ぎた場合、その給付対象月は支給の対象になりません。その場合は見積書の差し替えが必要です。